

あさ暮らし住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が快適に住み続けられる住環境の向上、地域経済の活性化及び定住促進を目指し、親と子と孫が一緒に暮らせるふるさとづくりのため、市内業者に発注して行う住宅リフォームに要する経費に対して、予算の範囲内であさ暮らし住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 一の建築物に自己の居住の用に供する部分及び店舗又は事務所の用に供する部分があり、それらが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。
- (3) 住宅リフォーム 建築物の維持及び機能向上を目的として当該建築物及び付帯設備の改修、増築等を行う工事で、市長が認めるものをいう。
- (4) 市内業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。
- (5) 市内居住者 補助金交付申請時において市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 市内居住予定者 補助金交付申請日の属する年度中に市の住民基本台帳に記録される予定の者をいう。
- (7) 3世代世帯 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の直系親族3世代の者が市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。
- (8) 加算対象市内居住予定者 補助金交付申請日以前3箇年以内の期間において、市の住民基本台帳に記録されていない市内居住予定者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内居住者（3世代世帯に限る。）又は市内居住予定者
- (2) 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の所有者又はそれに準ずる者であると市長が認めるもの（以下「準所有者」という。）
- (3) 補助対象住宅の所有者（準所有者が補助金の交付を申請する場合にあっては、そのもの。以下この条において同じ。）及びその同一世帯に属する者全員について、市税等の滞納がないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 補助対象住宅の所有者が所有する他の住宅について、この要綱による補助金が交付されていないこと。
- (6) 補助対象住宅の所有者及びその同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人住宅又は併用住宅
- (2) 適法に建築がされ、住宅リフォームを実施する住宅
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅

（補助対象工事）

第5条 補助の金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅に係る住宅リフォームで、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅リフォームに要する費用（併用住宅に係る住宅リフォームについては、自己の居住の用に供する部分に要する費用に限る。）の額（消費税等を除く。）が10万円以上であること。
- (2) 補助金交付決定前に住宅リフォームに着手していないこと。
- (3) 補助金交付決定の日の属する年度の3月20日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに第12条の規定による報告書の提出ができること。
- (4) 市内業者が施工するものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1 補助対象住宅につき補助対象工事に要する費用の額（消費税等を含む。以下「補助工事額」という。）に10パーセントの割合を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯（以下「申請世帯」という。）に係る加算対象市内居住予定者が市の住民基本台帳に記録された者（以下「加算転入者」という。）となる時 補助工事額に加算補助率（10パーセントの割合に、加算転入者1人につき5パーセントの割合を加算した割合をいう。）を乗じて得た額（30万円を限度とする。）
- (2) 申請世帯が3世代世帯である時 補助工事額に10パーセントの割合を乗じて得た額（30万円を限度とする。）
- (3) 申請世帯に係る加算対象市内居住予定者が加算転入者となり、かつ、申請世帯が3世代世帯である時 第1号の規定により算出した額とする。

(他の住宅補助制度との併用の取扱い)

第7条 この要綱による補助金は、他の住宅補助制度を優先するものとし、その対象となった費用について重複して補助金を交付することはできないものとする。ただし、市長がこの要綱による補助金の交付を適当と認める場合については、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、住宅リフォームの着手前にあき暮らし住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（発行日から1月以内のものに限る。3世代世帯である者に係る世帯全員の住民票を含む。）。ただし、市内居住予定者及び加算対象市内居住予定者がある世帯においては、交付決定の日の属する年度の末日までに提出するものとする。
- (2) 世帯全員の市税等の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のも

のに限る。)

- (3) 住宅リフォームを行う住宅の所有者がわかる書類（発行日から3月以内のものに限る。)
- (4) 補助対象工事の見積書の写し（工事の詳細が分かるもの)
- (5) 補助対象工事の内容がわかる図面等
- (6) 補助対象住宅の位置図
- (7) 補助対象工事施工箇所の着工前の写真
- (8) 市内居住者・市内居住予定者に関する調書（様式第2号）。ただし、第6条各号のいずれかに該当する場合に限る。
- (9) 同意書（様式第3号）
- (10) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、あさ暮らし住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、あさ暮らし住宅リフォーム補助対象工事着手届（様式第5号。以下「着手届」という。）に補助対象工事の請負契約書の写しを添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の申請）

第10条 決定者が、申請書に記載した内容を変更し、又は中止しようとするときはあさ暮らし住宅リフォーム補助金交付変更等承認申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し
- (2) 変更後の補助対象工事の内容がわかる図面等
- (3) 工事内容の変更予定箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等承認の可否について、あさ暮らし住宅リフォーム補助金交付決定変更等通知書(様式第7号)により決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により市長が変更等を承認した場合における補助金の額は、第9条第1項の規定により通知した補助金の交付決定額の範囲内において決定する。

(住宅リフォーム工事完了実績報告書の提出)

第12条 決定者は、住宅リフォーム後速やかに、あさ暮らし住宅リフォーム工事完了実績報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の領収書の写し(補助対象工事とこれ以外の工事が区分されたものに限る。)

(2) 補助対象工事施工管理写真(同一箇所について、施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、報告書の提出を受けたときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、あさ暮らしリフォーム補助金確定通知書(様式第9号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、あさ暮らし住宅リフォーム補助金請求書(様式第10号)により補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 着手届を正当な理由なく速やかに提出しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 決定者は、補助金交付の決定を取り消された場合において既に補助金が交付されているときは、市長が定めた期限までに当該交付の決定を取り消された額の補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第16条 決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。